

令和6年11月

顧問先様各位

社会保険労務士法人 吉池労務管理事務所

今後の社会保険手続きに関するお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、2024年12月以降は健康保険証の新規発行は行われなくなり、「マイナ保険証」（マイナンバーカードを健康保険証として利用すること）の運用が本格化されます。弊所にご依頼いただいている手続きに関して、下記の通り取扱いが変更になりますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。ご不明点がありましたら、弊所の担当者までご連絡ください。

敬具

記

1. 健康保険証の発行終了

2024年12月以降に協会けんぽ・健康保険組合等が手続きをおこなうものより、健康保険証は発行されません。従業員の方の資格取得の手続きのほか、被扶養者の追加、健康保険証の紛失に係る手続き等も同様です。従業員みなさまへのご案内をよろしくお願いいたします。

2. 資格確認書の発行

マイナンバーカードの保険証利用登録をしていない方（マイナ保険証が利用できない方）には資格確認書が発行されることになっています。資格確認書は医療機関等の窓口で提示することで保険診療が受けられるものです。

- ① 新規で弊所に手続きのご依頼をいただく際には、従業員ご本人や、扶養家族の方について、現在いただいている情報に加えてマイナ保険証の利用登録の有無をご連絡ください。マイナ保険証の利用登録をされていない方については、弊所にて資格確認書の発行手続きを行います。
- ② 既に健康保険証が発行されている方で、マイナ保険証を利用できない方（マイナ保険証の利用登録をしていない方）は現在の健康保険証の利用が終了する2025年12月2日までに、協会けんぽ・健康保険組合等から資格確認書が発行されることになっています。現在の健康保険証が利用できる期間は、健康保険証を利用させていただきます。

3. 手続き後の対応

健康保険証の発行に代わり、「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」が発行されます。資格確認書は上記2.の場合に発行されますが、お手続きをしない場合でもマイナ保険証利用登録が無い方には自動的に協会けんぽ等から発行されることになっています。ただし、この場合は発行までに時間を要することになりますので、手続きの際には合わせて資格確認書の発行依頼をお願いします。

また、健康保険組合の被保険者の方は今後、取り扱いが変わる場合があります。

4. 手続きに必要な期間

弊所では速やかな手続きを予定していますが、協会けんぽ・健康保険組合等の混乱やシステム上のトラブル等が考えられるため、マイナ保険証の反映や資格確認書の発行等、これまで以上にお時間を要することが考えられます。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

以上